

2020年9月23日

各 位

会 社 名 SAMURAI&J PARTNERS株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山口 慶一
コード・上場 4 7 6 4 ・ J A S D A Q
問 合 せ 先 取締役管理本部長 正司 千晶
電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 9 - 5 3 0 0 (代表)

「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間入りの見込みに関するお知らせ

本日、東京証券取引所から、当社が同日に開示いたしました「Jトラストカード株式会社とのA種優先株式による株式交換契約締結及びJT親愛貯蓄銀行株式会社の孫会社化に関するお知らせ」を受け、2020年11月1日に予定している当社を株式交換親会社、Jトラストカード株式会社を株式交換子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）により、当社は有価証券上場規程第604条の4第1項第2号の規定により適用される同規程第601条第1項第9号aに定める「上場会社が実質的な存続会社でない取引所が認める場合」に該当するため、「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入る見込みであることについて、公表されております。

当社は、本株式交換の効力発生をもって、「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入る見込みですが、猶予期間に入った後も当社の株式の上場は引き続き維持され、猶予期間（2020年11月1日から2023年12月31日まで）の最終日までに、当社株式が新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査を申請し、かかる基準に適合すると認められた場合には、猶予期間が解除される一方で、猶予期間内に当該基準に適合しない場合には、上場廃止となるおそれがあります。

当社は、当該基準に適合すると認められるための審査を受け、当該基準に適合すると判断されるよう、最善を尽くしてまいります。

株主の皆様、関係各位におかれましては、何卒ご理解のうえ、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上